
*
* 令和4年度 第11回高梁市農業委員会総会会議録 *
*

高 梁 市 農 業 委 員 会

議 長	<p>本日の出席委員は、農業委員18名、推進委員7名です。全員の委員が出席されていますので、会議は成立しております。只今から令和4年度第11回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。17番江川委員と1番深本委員を指名いたします。議案の審議に入ります前に、議案第49号51番について、申請者から取り下げの申し出がありましたので、事務局から説明をお願いします。</p>
中藤次長 議 長	<p style="text-align: center;">－ 議案取り下げ朗読説明 －</p> <p>事務局から説明がありましたように、議案第49号51番を取り下げすることとします。それでは、議事に入ります。「議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。40番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤次長	<p style="text-align: center;">－ 議案第47号40番朗読説明 －</p> <p>40番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑1筆1,463㎡です。譲受人の通作距離は、30km以内、耕作面積は1,783㎡、家族2人中耕作人は2人、対価は10アール当り68万4千円です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、2月6日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、5ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 伊達委員	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。</p> <p>現地についてですが、今は少し荒れた状態ではありますが、今後は農地を買われた方が耕作されると思いますので、何も問題ないと思います。ご審議よろしくお願いいいたします。</p>
議 長	<p>現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。40番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、40番については許可とすることに決定しました。</p> <p>次に41番について、事務局から説明をお願いします。</p>
中藤次長	<p style="text-align: center;">－ 議案第47号41番朗読説明 －</p> <p>41番は、譲受人が、譲渡人から、空き家バンク利用により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑9筆3,682㎡です。譲受人の通作距離は、100m以内、耕作面積は0㎡、営農計画書をいただいております。家族2人中耕作人は2人、対価は10アール当り11万2千円です。なお、通作距離計算の起点は譲受人が取得する空き家の住所により行っています。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、2月6日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、6ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。</p>

小見山委員	<p>現地について、確認をいたしました。きれいに管理されております。空き家バンクを利用して、今度買われる方は65歳であり、まだ若い方なので、きれいに管理してくれるかと思えます。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。</p>
議 長	<p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。41番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、41番については許可とすることに決定しました。農業委員会会議規則第18条の規定により、清水委員の除斥を求めます。</p>
議 長	<p>(清水委員退席)</p> <p>それでは42番について、事務局から説明をお願いします。</p>
中藤次長	<p>— 議案第47号42番朗読説明 —</p>
	<p>42番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田2筆2, 449㎡、畑3筆4, 820㎡、計5筆7, 269㎡です。譲受人の通作距離は、600m以内、耕作面積は18, 544㎡、家族4人中耕作人は3人、対価は無償です。この案件につきましては、譲渡人と譲受人は親族であり、この度両者の合意によって申請されたものです。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、2月2日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、7ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。</p>
中家委員	<p>本案件の畑については、譲受人の方が、もう既にぼどうを作られており、ぼつぼつ10年になります。田についても管理されております。今後もきちんと管理されるかと思えます。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。</p>
議 長	<p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。42番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(挙手全員)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、42番については許可とすることに決定しました。</p>
議 長	<p>清水委員の除斥を解きます。</p>
中藤次長	<p>(清水委員着席)</p> <p>次に43番について、事務局から説明をお願いします。</p>
	<p>— 議案第47号43番朗読説明 —</p>
	<p>43番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田2筆2, 340㎡です。譲受人の通作距離は、400m以内、耕作面積は318㎡、家族2人中耕作人は1人、対価は無償です。この案件につきましては、譲渡人と譲受人は親族であり、この度両者の合意によって申請されたものです。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定</p>

<p>議 長 吉家委員</p>	<p>める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、2月2日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、8ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p> <p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。</p> <p>本案件については、事務局から説明があった通りでございます。現地についても、何ら問題はありません。ご審議よろしくお願いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
<p>議 長</p>	<p>なしとの声がありました。43番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員ですので、43番については許可とすることに決定しました。</p> <p>次は関連がありますので、44番及び45番について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>中藤次長</p>	<p style="text-align: center;">－ 議案第47号44番及び45番一括朗読説明 －</p> <p>44番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑1筆19㎡です。次に、45番は、譲受人は同一人で、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑2筆95㎡です。譲受人の通作距離は、200m以内、耕作面積は2,875㎡、家族2人中耕作人は2人、対価は10アール当り2万円です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、2月7日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、9ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
<p>議 長 吉岡委員</p>	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。</p> <p>申請農地については、ずっと何世代も、何十年も前から既に、譲渡人の家の土地を、譲受人の家の人が耕作されていたものです。この度、正式に所有権移転となったものです。ご審議よろしくお願いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
<p>議 長</p>	<p>なしとの声がありました。44番及び45番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員ですので、44番及び45番については許可とすることに決定しました。</p> <p>続きまして、「議案第48号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。14番について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>中藤次長</p>	<p style="text-align: center;">－ 議案第48号14番朗読説明 －</p> <p>14番は、転用者が、申請農地を進入路及び庭園用地に転用する案件です。申請農地は、畑1筆105㎡の内66㎡、この農地</p>

<p>議 長 中曾委員</p>	<p>の農地区分は、2種農地となります。施設の概要としては、進入路1 1㎡と庭木植栽5 5㎡となっています。この案件につきましては、事前着工により既に完成しており、申請者には反省を促すと共に始末書の提出をいただいております。また、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用については、過去に違反転用もなく、問題はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分見込みにつきましても、該当ありません。以上のことから、農地法第4条第6項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、2月2日に担当委員と現地調査を行っています。地図等については、10ページ及び11ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p> <p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。</p> <p>始末書案件が出てしまい申し訳ありません。進入路については家の自宅から市道へと続く生活道ができていたということです。庭園については庭木を植栽されていたということです。今回、家の前の畑の一部を墓地に転用する案件に伴って出て来たものです。違反転用の案件が出て来て申し訳ありません。ご審議よろしくお願いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
<p>議 長</p>	<p>なしとの声がありました。14番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員ですので、14番については許可とすることに決定しました。</p> <p>次に、15番について説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">－ 議案第48号15番朗読説明 －</p>
<p>中藤次長</p>	<p>15番は、転用者が、申請農地を墓地に転用する案件です。申請農地は、畑1筆15㎡、この農地の農地区分は、2種農地となります。施設の概要としては、墓地15㎡です。また、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用については、過去に違反転用もなく、問題はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分見込みにつきましては、墓地埋葬法の許可が該当しますが、環境課に許可見込みであることを確認しております。以上のことから、農地法第4条第6項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、2月2日に担当委員と現地調査を行っています。地図等については、10ページ及び12ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
<p>議 長 中曾委員</p>	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。</p> <p>この案件につきましては、先ほどの続きで、同じ土地内に墓地を作られるという案件であります。確認しましたところ、周囲への影響もないと思われます。ご審議よろしくお願いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
<p>議 長</p>	<p>なしとの声がありました。15番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員ですので、15番については許可とすることに決定しました。</p> <p>続きまして、「議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。41番について事務局から説</p>

中藤次長	<p>明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">－ 議案第49号41番朗読説明 －</p> <p>41番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、露天駐車場に転用するものです。申請農地は、田1筆502㎡です。この農地の農地区分は、第1種農地であり、転用地の10アール当りの価格は20万円です。施設の概要としては、露天駐車場502㎡です。このあと説明しますが、農業振興地域整備計画区分変更の手続き中に造成を行ってしまったため、始末書の提出を求め反省を促しております。この案件につきましては、宇治高原農園直売所が来客用駐車場を必要とし整備するものです。この農地は圃場整備田であり、先ほどの説明のとおり第1種農地ですが、農地転用許可に係る審査基準の第1種農地に係る例外規定で、農畜産物販売施設の利用のために不可欠な駐車場は農業用施設として転用できることが定められており、これにより転用許可ができると判断しております。また、農業振興地域整備計画に係る区分については、農用地からの除外ではなく、農用地から農業施設用地に区分変更を行った上での申請であることを申し添えます。その上で、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当はありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、2月6日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、13ページから14ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>
議 長 小物委員	<p>事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。</p> <p>申請の土地については、ブドウハウスと直売所に隣接しています。今までの駐車場が手狭となったため、転用者が自己施工で駐車場を作られました。農地法について理解されていなかったため事前着工ということになってしまいました。始末書が添付されております。よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>（「なし」と呼ぶ者あり。）</p>
議 長	<p>なしとの声がありました。41番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、41番については許可とすることに決定しました。</p> <p>次に、42番について事務局から説明をお願いします。</p>
中藤次長	<p style="text-align: center;">－ 議案第49号42番朗読説明 －</p> <p>42番についてご説明させていただきます。転用者が、設定人が所有する申請農地に賃借権を設定し、工事中道路を設置するために一時転用するものです。申請農地は、畑1筆793㎡です。この農地の農地区分は、農業振興地域の農用地であり 転用地の賃借料は10アール当り5万円です。施設の概要としては、工事中道路793㎡です。一時転用の期間は許可日から令和9年12月31日です。農振農用地の一時転用期間の上限である3年を超えておりますが、担当課である農林課に照会して農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさないとの回答を得ております。この案件につきましては、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当はありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、2月1日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、15ページから16ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p>

<p>議 長 江川委員</p>	<p>事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>本案件については、例の高速道路の拡張工事の関係で、高架の下に位置する場所なんです。作業をするにあたって、ここしかない代替の効かない場所だったので仕方ないかと思えます。何卒よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
<p>議 長</p>	<p>なしとの声がありました。42番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>(挙手全員)</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員ですので、42番については許可とすることに決定しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に関連がありますので、43番から45番について一括して事務局から説明をお願いします。</p>
<p>中藤次長</p>	<p>－ 議案第49号43番、44番、及び45番一括朗読説明 －</p>
<p>中藤次長</p>	<p>43番から45番について、説明させていただきます。43番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設を設置するために転用するものです。申請農地は、畑1筆1, 797㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり転用地は10アール当り33万4千円です。施設の概要としては、太陽光パネル192枚、発電量は49.50kwです。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当はありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、2月7日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、17ページから18ページに添付しておりますので、ご覧ください。被害防除計画についてですが、①農地は北側のみ、②雨水及び土砂については境界から距離をとり、場外の流出を防ぐ。③日照については、境界から30cmから2mの距離をとり、架台の高さを1.6m程度にし、日陰シミュレーションにより確認済みです。</p>
<p>中藤次長</p>	<p>44番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設を設置するために転用するものです。申請農地は、畑1筆1, 145㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり転用地は10アール当り6万1千円です。施設の概要としては、太陽光パネル192枚、発電量は49.50kwです。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当はありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、2月7日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、17ページ及び19ページに添付しておりますので、ご覧ください。被害防除計画についてですが、①農地は東側のみ、②雨水及び土砂については境界から距離をとり、場外の流出を防ぐ。南側山林を取得し、併用地として使用する。③日照については、境界から30cmから2mの距離をとり、架台の高さを1.6m程度にし、日陰シミュレーションにより確認済み。</p>
<p>中藤次長</p>	<p>45番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設を設置するために転用するものです。申請農地は、畑1筆1, 265㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり転用地は10アール当り47万4千円です。施設の概要としては、太陽光パネル156枚、発電量は44.55kwです。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該</p>

<p>議 長 西村委員</p>	<p>当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当はありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、2月7日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、17ページ及び20ページに添付しておりますので、ご覧ください。被害防除計画についてですが、①周囲に農地なし、②雨水及び土砂については境界から距離をとり、場外の流出を防ぐ。南側山林を取得し、併用地として使用する。③日照については影響なしです。</p> <p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。</p> <p>申請地につきましては、17ページにあるように、最近までは近所の酪農家に貸していた牧草地であります。現地は草が生えているだけであり、荒れているようなことはありませんでした。分水嶺になりますので洪水とか地崩れの問題は出てきません。ご審議よろしくお願いいいたします。</p>
<p>議 長 小林委員 中藤次長 土岐委員</p>	<p>現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>3件ともに同じ譲渡人と転用者ですが、3件に分けて記載しているのは何故ですか。</p> <p>申請書が3件に分かれていたためです。</p> <p>補足になりますが、個人で太陽光発電施設を設置する場合には発電量が50kw以下と決まっています。そのために1件の申請が50kw以下になり、3件に分けて申請しているものと思われます。</p>
<p>小林委員 山川委員</p>	<p>わかりました。</p> <p>太陽光については、よく知っているので一言発言させてください。小林委員さんが言われたことに対する説明なんです。番地が1個について50kw以下の太陽光発電施設を設置するという事です。以前は99kwまで設置することができたのですが、今現在は50kw以下の太陽光発電施設しかできないということになっております。よろしいでしょうか。</p>
<p>小林委員 議 長</p>	<p>わかりました。</p> <p>他にありますか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
<p>議 長</p>	<p>なしとの声がありました。43番から45番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員ですので、43番から45番については許可とすることに決定しました。</p> <p>次も、46番から48番が関連しますので、一括して事務局から説明をお願いします。</p> <p>— 議案第49号46番、47番、及び48番一括朗読説明 —</p>
<p>中藤次長</p>	<p>46番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設を設置するために転用するものです。申請農地は、田1筆1, 143㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり転用地は10アール当り30万円です。施設の概要としては、太陽光パネル156枚、発電量は44.55kwです。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当はありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、2月7日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、21ページから22ページに添付しておりますので、ご覧ください。被害防除計画についてですが、①農地は北側のみで原野化しています。②雨水及び土砂については境界から距離をとり、場外の流出を防ぐ。南側は道路です。③</p>

<p>議 長 吉岡委員</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>中藤次長</p>	<p>日照については、境界から30cmから2mの距離をとり、架台の高さを1.6m程度にし、日陰シミュレーションにより確認済みです。</p> <p>47番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設を設置するために転用するものです。申請農地は、田1筆1,246㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり転用地は10アール当り40万円です。施設の概要としては、太陽光パネル156枚、発電量は44.55kwです。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当はありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、2月7日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、21ページ及び23ページに添付しておりますので、ご覧ください。被害防除計画についてですが、①周辺農地なし。②雨水及び土砂については境界から距離をとり、場外の流出を防ぐ。南側は道路。③日照については、影響なしです。</p> <p>48番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設を設置するために転用するものです。申請農地は、田2筆861㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり転用地は10アール当り40万円です。施設の概要としては、太陽光パネル144枚、発電量は44.55kwです。なお、全体計画面積としましては、申請農地2筆の間にある雑種地1筆77㎡を含めた938㎡となります。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当はありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、2月7日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、21ページ及び24ページに添付しておりますので、ご覧ください。被害防除計画についてですが、①周辺農地なし。②雨水及び土砂については境界から距離をとり、場外の流出を防ぐ。南側は山林・原野。③日照については、影響なしです。</p> <p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。</p> <p>申請農地については、持ち主が高齢のために草刈りもできなくなっているものです。どんどん荒れていっております。田んぼをそのまま置いておいても耕作・管理することはできないでしょうから、太陽光パネルを設置していくということも仕方ないことかと思えます。ご審議よろしくお願いたします。</p> <p>現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p> <p>なしとの声がありました。46番から48番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員ですので、46番から48番については許可とすることに決定しました。</p> <p>次に、49番について事務局から説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">— 議案第49号49番朗読説明 —</p> <p>49番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設を設置するために転用するものです。申請農地は、畑1筆956㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり転用地は10アール当り31万4千円です。施設の概要としては、太陽光パネル156枚、発電量は44.55kwです。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしました。</p>
--	---

	<p>が、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当はありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、2月7日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、25ページから26ページに添付しておりますので、ご覧ください。被害防除計画についてですが、①農地は西側のみです。②雨水及び土砂については境界から距離をとり、場外の流出を防ぐようにしております。南側は宅地・原野です。③日照については、境界から30cmから2mの距離をとり、架台の高さを1.6m程度にし、日陰シミュレーションにより確認済みです。</p>
<p>議 長 西村委員</p>	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。</p> <p>申請農地については、25ページの図面の通りでありまして、久賀下生活改善センターの隣であります。現在はお茶の樹を栽培されておりますが、経年劣化しておりまして、自家消費のみで出荷はしていない状況です。周囲についても悪影響を与える場所はありません。ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
<p>議 長</p>	<p>なしとの声がありました。49番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員ですので、49番については許可とすることに決定しました。</p> <p>次に、50番について事務局から説明をお願いします。</p>
	<p style="text-align: center;">－ 議案第49号50番朗読説明 －</p>
<p>中藤次長</p>	<p>50番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設を設置するために転用するものです。申請農地は、畑1筆984㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり転用地は10アール当たり30万5千円です。施設の概要としては、太陽光パネル144枚、発電量は44.55kwです。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当はありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、2月7日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、25ページ及び27ページに添付しておりますので、ご覧ください。被害防除計画についてですが、①農地は西側のみです。②雨水及び土砂については、パネルを東側に向けるが、土地が南側に傾斜しているため、敷地外には流出しない。③日照については、境界から30cmから2mの距離をとり、架台の高さを1.6m程度にし、日陰シミュレーションにより確認済みです。</p>
<p>議 長 西村委員</p>	<p>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。</p> <p>申請農地については、25ページの図面を見てもらえば位置が分かるかと思いますが、譲渡人の本宅の裏側の傾斜地でありまして、周囲への影響を与えるような場所ではありません。ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p>
<p>議 長</p>	<p>なしとの声がありました。50番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>

議 長	<p>(挙手全員) 挙手全員ですので、50番については許可とすることに決定しました。</p>
三宅書記	<p>続きまして、「議案第50号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局、1番から7番まで一括で説明をお願いします。</p>
議 長	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。1、公告日は令和5年2月20日、2、利用権の設定を受ける者は5名、3、利用権の設定をする者は7名、4、利用権の設定をする件数は7件、5、利用権設定面積は13,610㎡となっています。6で各筆明細です。</p>
議 長	<p>— 議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 —</p> <p>事務局から説明がありましたが、1番から7番について発言をお願いします。</p>
議 長	<p>(「なし」と呼ぶ者あり)</p> <p>なしとの声がありました。1番から7番について一括して採決をとります。1番から7番について、決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(挙手全員) 挙手全員ですので、1番から7番について決定しました。 以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは、以上をもちまして、高梁市農業委員会第11回総会を閉会します。</p>
<p style="text-align: center;">令和5年2月10日</p>	
<p style="text-align: center;">会 長 土 岐 康 夫</p>	
<p style="text-align: center;">17番 江 川 泰 司</p>	
<p style="text-align: center;">1番 深 本 文 雄</p>	